

原

文

国司が郡司の最終的な任命権を握っていたかのように
誤解するおそれのある表現である。

地方は、60あまりの国に分けられ、都から派遣された国
司が、地方の豪族を郡司や里長に任命して、中央政府の
もとに、それぞれの国を治めた。国の役所がおかれたところ

修

正

文

地方は、60あまりの国に分けられ、都から派遣された国
司が、地方の豪族を郡司や里長として使って、中央政府の
命令のもとに、それぞれの国を治めた。国の役所がおかれ